

## 平成30年度 労働報酬下限額

公契約等の種類	労働者の区分	勘案基準
工事又は製造の請負の契約	熟練労働者、一人親方	平成29年度公共工事設計労務単価の90%に基づき定める1時間当たりの金額 (職種別の単価 別紙のとおり)
	熟練労働者以外の労働者	平成29年度公共工事設計労務単価(軽作業員)の90%に基づき定める1時間当たりの金額に、75%を乗じて得た額 (1時間当たり1,191円)
業務委託契約	業務に従事する労働者	平成29年度足立区臨時職員単価(事務補助A)と同額 (1時間当たり1,000円)
指定管理協定	業務に従事する労働者	有資格者の保育士 平成29年度足立区臨時職員単価(事務補助A)に100円を加算した額 (1時間当たり1,100円)
		有資格者の保育士以外の職種 平成29年度足立区臨時職員単価(事務補助A)と同額 (1時間当たり1,000円)

### 平成29年度以前に締結した業務委託契約

契約締結年度	労働報酬下限額	備考
平成26年度	958円	東京都最低賃金(平成29年10月改定)
平成27年度	958円	東京都最低賃金(平成29年10月改定)
平成28年度	1,000円	平成30年度の労働報酬下限額
平成29年度	1,000円	平成30年度の労働報酬下限額

### 平成29年度以前に締結した指定管理協定

契約締結年度	労働報酬下限額	備考
平成26年度	958円	東京都最低賃金(平成29年10月改定)
平成27年度	958円	東京都最低賃金(平成29年10月改定)
平成28年度	1,100円	平成30年度の労働報酬下限額 有資格者の保育士
	1,000円	平成30年度の労働報酬下限額 有資格者の保育士以外の職種
平成29年度	1,100円	平成30年度の労働報酬下限額 有資格者の保育士
	1,000円	平成30年度の労働報酬下限額 有資格者の保育士以外の職種